相模原市議会議員の資産等の公開に伴う資産等報告書等の閲覧に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市議会議員の資産等の公開に関する条例(平成21年 相模原市条例第79号)第5条第2項及び相模原市議会議員の資産等の公開に関 する条例施行規程(平成22年相模原市議会告示第2号。以下「規程」という。) 第9条の規定による資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関 連会社等報告書(以下「報告書」という。)の閲覧について必要な事項を定めるも のとする。

(閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、原則として行政資料コーナーとする。ただし、多人数等の場合には、議会傍聴ロビー等で行うものとする。

(閲覧時間)

第3条 規程第9条第2項の規定による閲覧時間は、正午から午後1時までを除くものとする。

(閲覧方法)

- 第4条 報告書を閲覧しようとする者(以下「閲覧者」という。)は、議会局の受付において、資産等報告書等閲覧請求書(別記様式)に必要事項を記入後、議会局職員に申し出て、指定の場所で閲覧するものとする。
- 2 閲覧者は、閲覧を終了したときは、議会局職員に報告書を返却しなければならない。

(閲覧文書の保管場所)

第5条 閲覧に供する報告書は、議会局内において保管するものとする。

(閲覧者の遵守事項)

- 第6条 閲覧者は、閲覧に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1)報告書は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆を行わないこと。
- (2)閲覧時間を遵守すること。
- (3)閲覧場所では、音読、談話、飲食、携帯電話の使用等他の閲覧者に迷惑となるような行為をしないこと。
- (4)その他議会局職員及び行政資料コーナー所管課職員の指示に従うこと。 (閲覧の中止又は禁止)

第7条 議長は、閲覧者が規程又はこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(複写等)

- 第8条 閲覧者は、閲覧に供する報告書を複写することができる。
- 2 前項の規定により複写を行う場合に要する費用は、請求者の負担とするものとし、費用は、公文書等の複写費用の額(昭和61年告示第43号)の例による。(委任)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

資産等報告書等閲覧請求書

1		1
(_)

_							(
	申	請	日	年	月	日 ()	
	閲覧文	寸象 議員	名					
				資産等報告書(年	月	日現在)	
	閲覧	閲覧を請		資産等補充報告書(年12月31日現在)		Ξ)	
	する	報告		所得等報告書(年分)			
				関連会社等報告書(年4,	月1日現在)		
	閲覧文	寸象 議 員	名					
				資産等報告書(年	月	日現在)	
	閲覧	閲覧を請		資産等補充報告書(年	年12月31日現在)		
	する	報告		所得等報告書(年分)			
				関連会社等報告書(年4.	月1日現在)		
	閲覧文	寸象 議 員	名					
				資産等報告書(年	月	日現在)	
	閲覧			資産等補充報告書(年	12月31日現在	Ξ)	
				所得等報告書(年分)			
				関連会社等報告書(年4.	月1日現在)		
	閲覧文	寸象 議 員	名					
		閲 覧 を 請する 報 告		資産等報告書(年	月	日現在)	
	閲覧			資産等補充報告書(年	12月31日現在	Ξ)	
				所得等報告書(年分)			
				関連会社等報告書(年4,	月1日現在)		

(記入についてのお願い)

- *閲覧を希望する議員の氏名を記入して〈ださい。全議員の場合は「全議員」と記入して〈ださい。
- *該当箇所の にレ印を記入してください。